



自分のお金は自由に使えるの？

スーパーやコンビニなどで

ふだん使う日用品の買いものは自由にできます。

しかし、あなたがお金がなくなって困らないように

成年後見人などがお金の出し入れのお手伝いをします。

あなたが「何にお金を使いたい」と思っているのか、

成年後見人などに相談してください。



成年後見人などは、あなたの大切なお金を守ることや

お金をどのように使うかのお手伝いをします。

特に、高いものを買うときなどは、

成年後見人などといっしょに決めることが

必要になることもあります。





せいねんこうけん にん

成年後見人などとうまくいかなかったら？

成年後見人などは、あなたの気持ちをしっかりと聞いて、
あなたが思うことを第一に考えてお手伝いをしてくれます。

しかし…

しせつ で そうだん
施設から出る相談を

したいのに、

こうけん にん
後見人はほとんど

あ こ
会いに来ない。

あ
やっと会えても

しせつ ひと はな
「施設の人と話しあって」

い
としか言わない。



ほしかった

けいたい けいやく
携帯の契約を

こうけん にん
後見人に

ねが
お願いしたのに、

なんの相談もなく

ちが けいたい
まったく違う携帯が

おく
送られてきた。



／＼こんなときは、／＼

がまんをしないで

せんもん まどぐち そうだん
専門の窓口に相談しましょう

せいねんこうけん にん
成年後見人などが

べんごし
弁護士などの

せんもん か ばあい
専門家の場合は、

せんもん か だんたい
その専門家の団体

し くちようそん
市区町村や

しゃ かいふくし きようぎ かい
社会福祉協議会、

けんりようご
権利擁護センターなどの

そうだん まどぐち
相談窓口

あなたがしてほしいお手伝いについて

みんなで考えなおしてくれます。



せいねんこうけんせいど

とちゅう

成年後見制度は途中でやめられるの？

いちど ^{せいねんこうけんせいど} 成年後見制度を ^{りょう} 利用すると

^{とちゅう} 途中で やめることは できません*。

^{とちゅう} 途中で やめると、

あなたが ^{せいかつ} したい生活を ^{まも} 守ってくれる人 ^{ひと} が

いなくなって しまうからです。



^{りょう} 利用したいと ^{おも} 思った時 ^{とき} には、

「^{せいねんこうけんせいど} 成年後見制度は ^{とちゅう} 途中でやめられない」

ということ ^{かんが} を よく 考えて

^{りょう} 利用するかどうか ^き を 決めてください。

※ ^{いしゃ} お医者さんが ^か 書いた ^{しんだんしょ} 診断書で ^{しょうがい} 障害や ^{しょうじょう} 症状の ^{かいふく} 回復が ^{みと} 認められ、
^{かていさいばんしょ} 家庭裁判所で ^{とりけし} 取消が ^{みと} 認められると やめられます。



せい ど つか かね 制度を使うと お金は かかるの？

せい ねん こう けん せい ど り よう
 成年後見制度を 利用するためには、
 まず、か てい さい ばん しょ し ょる い だ き ぼう つた
 まず、家庭裁判所に、書類を出して 希望を伝えます。
 (これを「もうした」と います)
 そのとき、お金の がかかります。



| | |
|--|--------|
| もうした て すう りよう しゅうにゅう いん し 申立て手数料(収入印紙) | 800円 |
| とう き て すう りよう しゅうにゅう いん し 登記手数料(収入印紙) | 2,600円 |
| た れん らく よう ゆう びん きつ て だい かね てい りよう その他(連絡用の郵便切手代、鑑定料など) | |

もうした せい ねん こう けん にん き
 申立てのあと、成年後見人などが 決まって
 せい ど り よう はじ せい ねん こう けん にん
 制度の利用が 始まると、成年後見人などに
 て つだ し ごと たい かね し はらい
 お手伝いしてもらおう 仕事に対して お金を支払ます。
 し はら きん がく か てい さい ばん しょ き
 支払う金額は、家庭裁判所が 決めます。

かね も ひと
 お金を あまり持っていない 人のために、
 す し く ちょう ぞん
 あなたが住んでいる 市区町村が
 かね いち ぶ だ
 お金の一部を 出して
 たす せい ど
 助けてくれる 制度もあります。





せい ど つか

制度を使うには どうすればいいの？

ち いき そう だん まど ぐち 地域の 相談窓口へ

そう だん 相談



そう だん し えん せん もん いん ち いき ほう かつ し えん けん り よう ご
相談支援専門員、地域包括支援センター、権利擁護センター、
しゃ かい ふく し きょう ぎ かい せい ねん こう けん し く ちょう ぞん そう だん まど ぐち
社会福祉協議会、成年後見センター、市区町村の相談窓口、
せい ねん こう けん せい ど かか しゃ かい ふく し し し ほう しょ し べん ご し だん たい
成年後見制度に関わっている 社会福祉士・司法書士・弁護士の団体など

か てい さい ばん しょ 家庭裁判所へ

もう し た 申立て



しん だん しょ ひつ よう しょう い て すう り よう よう い
診断書と必要な書類、手数料などをご用意ください。
じょう きょう じょう たい き
あなたの状況や状態などをお聞きすることがあります。

せい ねん こう けん にん けっ てい 成年後見人などの決定

せい ねん こう けん せい ど かい し 成年後見制度の開始



せい ねん こう けん にん か てい さい ばん しょ えら
成年後見人などは 家庭裁判所が 選びます。
き ぼう ひと せい ねん こう けん にん えら ば あい
あなたが希望する人が 成年後見人などに 選ばれる場合や、
せん もん か えら ば あい
専門家などから 選ばれる場合が あります。

※ もう し た り よう かい し き かん おお ば あい
申立てから 利用開始までの期間は、多くの場合
はや かげつ なが かげつ い ない
早ければ1～2カ月、長くても4カ月以内くらいです。



どこまで お手伝いして もらえるの？

あなたの 障害や 認知症の 程度によって
「補助」「保佐」「後見」の 3つの種類があり、
お手伝いできる 範囲が 変わります。

| | 補助 | 保佐 | 後見 |
|----------------------|--|---|--|
| 対象となる人 | 重要な手続・契約の 中で、ひとりで 決めることに 心配がある方 | 重要な手続・契約 などを、ひとりで 決めることが 心配な方 | 多くの手続・契約 などを、ひとりで 決めることが むずかしい方 |
| 受けられる お手伝いの 範囲 | 一部の 限られた 手続・契約などを ・いっしょに 決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わって してもらう | 財産に かわる 重要な 手続・契約 などを ・いっしょに 決めてもらう ・とりけしてもらう ・代わって してもらう | すべての 契約などを ・代わって してもらう ・とりけしてもらう |

※補助、保佐の場合、お手伝いしてもらうことを 変えることができます。

※むずかしい手続や契約などを あなたに代わってしてもらう お手伝い(代理権)や
いっしょに 決めてもらう お手伝い(同意権)を 付け加えるときは、別にお金がかかかります。



どんなお手伝いを 受けられるのかは、
お医者さんが書いた 診断書などを もとにして
家庭裁判所が 決めます。



せいねんこうけんせいど

成年後見制度について 聞きたいときは？

せいねんこうけんせいど

成年後見制度について わからないことや 聞きたいことは

あなたが住んでいる 地域の

そうだんしえんせんもんいん
・相談支援専門員

ちいきほうかつしえん
・地域包括支援センター

けんりようご
・権利擁護センター

しゃかいふくしきょうぎかい
・社会福祉協議会

せいねんこうけん
・成年後見センター

し くちょうそん そうだんまどぐち
・市区町村の相談窓口



へ お問い合わせください。

すでに 成年後見制度を 使おうと 考えている方は、

お近くの 権利擁護相談窓口へ ご相談ください。

また、下記の場所でも お問い合わせに お答えしています。

●成年後見制度について●

ほう にほんしほうしえん
法テラス（日本司法支援センター）TEL:0570-078374（コールセンター）

ぜんこく べんごしかい
全国の 弁護士会

ぜんこく こうえきしゃだんほうじん せいねんこうけん およ しほうしょしかい
全国の 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート 及び 司法書士会

かくち とどうふけんしゃかいふくししかい
各地の 都道府県社会福祉士会のばあとなあ

●成年後見制度を 利用するための 申立ての手続や 必要書類、費用などについて●

ぜんこく かていさいばんしょ
全国の 家庭裁判所

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度について
もっといろいろ 知りた^しいときは、
こう せい ろう どう しょう
厚生労働省の ポータルサイト
せい ねん こう けん
「成年後見はやわかり」を
ごらんください。



せい ねん こう けん
成年後見はやわかり
こう ろう しょう
厚労省



ち い き そ う だ ん ま ど ぐ ち
あなたの地域の 相談窓口